

その他

蕪崎市の住宅取得に関する制度をご紹介します！



空き家バンク登録物件で  
住宅を取得した方

補助金額 上限100万円

空き家バンク登録物件リフォーム補助金

空き家バンクに登録された空き家で、修繕、模様替え、増築等に係る工事であり、経費の総額が20万円以上であること、市内事業者により実施する工事であること。

デジタル戦略課 地域戦略担当 内線 (358・359・363)

新婚さんを応援！  
新生活を迎えられる方

補助金額 上限60万円

結婚新生活支援事業補助金

蕪崎市に住所を有し、令和6年1月1日以降に、婚姻届けを提出した夫婦の新居の購入費や家賃、引っ越し費用の一部を助成。(年齢、所得要件あり)

デジタル戦略課 地域戦略担当 内線 (358・359・363)

クリーンエネルギー利用機器等  
を購入した方

補助金額 上限10万円

クリーンエネルギー普及促進事業費補助金

蕪崎市に住所を有し、太陽光発電システムと接続された蓄電池やEV、PHV自動車等の購入費の一部を助成。

市民生活課 生活環境担当 内線 (131・132)

中古物件を取得したが  
耐震が気になる・・・

木造住宅耐震改修についての補助

昭和56年5月31日以前に着工した木造在来工法の住宅が対象  
詳しくは、下記担当にお問い合わせください。

- 木造住宅耐震診断 (無料)
- 木造住宅耐震改修
- 木造住宅耐震シェルター設置

営繕住宅課 住宅管理担当 内線 (257)

※上記の制度には、一定の要件がありますので、詳細は各担当までお問い合わせください。

蕪崎市持家住宅定住促進助成制度を利用して新築・中古住宅取得をお考えの皆さまへ  
蕪崎市内金融機関・住宅金融支援機構連携の住宅ローンをご存知ですか？

蕪崎市に新築・中古住宅を取得の際に、通常の住宅ローンの金利より低利優遇を受けることができます。

蕪崎市内提携金融機関

山梨中央銀行・山梨県民信用組合・山梨信用金庫・甲府信用金庫

【フラット35】地域連携型

借入金利 年0.25%引下げ  
(子育て支援 当初10年間)  
(空き家対策 当初10年間)  
(地域活性化 当初5年間)

詳細は デジタル戦略課 地域戦略担当 内線 (358・359・363)



にらさきに住もう。



蕪崎市 

持家住宅定住促進助成金

韮崎市では、市内に新たに住宅を取得し、定住していただいた方に助成金を交付しています。

## 1. 対象条件

- 韮崎市内に定住することを目的として、令和6年3月31日までに住宅を取得した方（贈与および相続、建替えによるものは除く）
- 住宅の取得後6か月以内に居住を完了している
- 居住床面積50㎡以上で、住居内に専用の玄関、台所、浴室、トイレ、居室がある
- 住宅の取得後1年以内である
- 中古住宅購入の場合、韮崎市空き家バンクリフォーム補助金及び韮崎市空き家バンク家財等処分補助金の交付を受けていない、又は今後受ける予定がないこと

※期限内に住宅を取得した場合、令和6年4月1日以降も申請することができます。ただし、取得した日から1年以内に申請する必要がありますのでご注意ください。

※令和6年4月1日以降に住宅を取得された方は新制度となります。詳しくはデジタル戦略課までお問い合わせください。

## 2. 助成金額

基本額+子育て世帯加算額により決定します。

※助成対象経費が最大助成額を下回る場合は、助成対象経費が上限となります。（千円未満切り捨て）

(円)

| 建物要件     | 新築・建売住宅     |       | 中古住宅 |       |
|----------|-------------|-------|------|-------|
|          | 転入者         | 市内在住者 | 転入者  | 市内在住者 |
| 住所要件     |             |       |      |       |
| 基本額      | 60万         | 30万   | 50万  | 20万   |
| 子育て世帯加算額 | 子ども1人につき10万 |       |      |       |

◇ 転入者  
継続して1年以上市外に居住した後、市内に転入して5年以内に住宅の取得をした方または住宅の取得後6か月以内に転入した方

◇ 子育て世帯  
住宅を取得したときに満18歳以下の子（妊娠中を含む。）と同居する世帯

※ 対象となる経費は、土地の取得費を除いた住宅の取得費です。

※ 住宅の取得日は建物の所有権保存登記日です。

## ■ 共通必要書類

|        |   |
|--------|---|
| 市役所で取得 | <input type="checkbox"/> 韮崎市持家住宅定住促進助成金交付申請書★<br><input type="checkbox"/> 制度利用に関するアンケート★<br><input type="checkbox"/> 住民票（謄本、本籍・続柄の記載があるもの <個人番号は省略>）<br><input type="checkbox"/> 韮崎市持家住宅定住促進助成金交付請求書★<br><input type="checkbox"/> 債権者登録申請書★<br>★印のものにつきましては韮崎市のHPからダウンロードできます。<br>【韮崎市HP】 <a href="http://www.city.nirasaki.lg.jp/">http://www.city.nirasaki.lg.jp/</a> |
| 法務局で取得 | <input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書（全部事項）※ 発行から1ヶ月以内のもの（原本）<br>【甲府地方法務局 韮崎出張所】<br>〒407-0024 韮崎市本町四丁目3番2号 ☎ 0551-23-6660（証明書等交付窓口）   |
| その他書類  | <input type="checkbox"/> 住居の案内図（住宅地図のコピー等）<br><input type="checkbox"/> 間取り図<br><input type="checkbox"/> 新築・中古住宅取得に係る売買契約書または工事請負契約書の写し<br><input type="checkbox"/> 新築・中古住宅取得に係る経費の支払いを証明する書類（領収書等）<br>※ ローン契約を行った場合は、ローン契約書の写し  |

## ■ 該当者のみ必要な書類

|       |  |
|-------|--|
| 転入世帯  | <input type="checkbox"/> 転入前1年以上市外に住居していたことを証明する書類（前住所の住民票除票または戸籍附票）                     |
| 子育て世帯 | <input type="checkbox"/> 妊娠している者がいる場合は母子健康手帳の写し  |
| その他   | <input type="checkbox"/> 代表申請者選任届（住宅が共有である場合）<br><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 |

## 3. 交付申請

上記の該当書類を準備し、ご印鑑（認印可）をご持参のうえ、市役所へ提出してください。

申請窓口

韮崎市役所 営繕住宅課 住宅管理担当  
☎ 0551-22-1111（内線246・247・257）

## 4. 書類審査・助成金の交付

必要書類に間違いがないかを確認し、交付決定を行います。

審査後、「決定通知書」をお送りしますのでご確認の上、大切に保管をしてください。

交付決定後、請求書に記載された口座に助成金を振込みします。

※ 予算がなくなり次第受付終了することがあります。

